

公益社団法人福岡県柔道整復師会 慶弔見舞規程

(目的)

第1条 この規程は、役員、会員及び職員の慶弔、傷病および災害等があったときの慶弔見舞金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する会員とは、本会正会員（以下「会員」という。）とする。
また、この規程で定める役員は、理事、監事及び顧問、相談役とする。

(種別)

第3条 慶弔見舞等を支給する場合は次のとおりとする。

- (1) 慶事祝
- (2) 結婚祝
- (3) 弔慰
- (4) 傷病見舞
- (5) 災害見舞

(支給基準)

第4条 慶弔見舞金等を支給及びその金額等は別表のとおりとする。

(慶事祝等)

第5条 役員、会員及び職員が、褒章等を受章したときは、慶事祝金等を贈呈する。

(結婚祝)

第6条 役員、会員及び職員が結婚したときは祝金を贈る。但し、1回限りとする。

(弔慰等)

第7条 役員、会員及び職員とその家族が死亡したときは、次の各号より別表に基づき弔慰金等を贈る。

- (1) 会員
- (2) 配偶者、子
- (3) 父母

(傷病見舞)

第8条 役員、会員及び職員が傷病のため2週間以上の入院加療を要したときは、傷病見舞金を贈る。ただし、必要に応じて医師の診断書の写し等の提出を求めることができる。また、同一傷病は1回に限り見舞金を贈る。

(災害見舞等)

第9条 役員、会員及び職員の施術所が地震、火災、風水害等で損害を被ったときは、災害見舞金を贈る。

(給付申請)

第10条 別表区分の給付を受けようとするときは、役員、会員及び職員が所定の様式により申請するものとする。

(時効)

第11条 給付の申請は、その事実発生の翌月から6ヶ月以内とする

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(雑則)

第13条 この規程に定めなき事項は、その都度会長・副会長協議の上決定することができる。

(附則)

- 1 この規程は、平成30年2月19日より実施する。
- 2 この規程の実施以前になされた処分または手続き等は、この規程の相当条文によって処分または手続きされたものとみなす。

別表

区分	種別	受給者	給付金額等
1	慶事	役員・会員・職員	※給付金額は理事会の議を経て決定する
2	結婚祝	役員・会員・職員	3万円
3	弔慰（役員）	遺族	※給付金額は理事会の議を経て決定する
4	弔慰（会員・職員）	遺族	香典10万円・供花3万円・弔電
5	弔慰 （配偶者・一親等親族）	役員	※給付金額は理事会の議を経て決定する
6	弔慰 （配偶者・一親等親族）	会員・職員	香典2万円若しくは 供花2万円・弔電
7	傷病見舞	役員・会員・職員	役員：5万円 会員・職員：3万円
8	災害見舞等	役員・会員・職員	※給付金額は理事会の議を経て決定する

令和2年12月16日 一部改定

（第1、5、6、7、8、9、10条）及び別表 ※職員の項目を追加

令和4年10月21日 一部改定

（第1、2、5、6、7、8、9、10条）及び別表 ※役員項目を追加